犬・猫の引取り及び収容並びに処分の状況

年度	犬															猫															（犬・猫）合計			
	引取り数									処分数（下段は幼齢個体の内数）						引取り数									処分数（下段は幼齢個体の内数）						引取り数	処分数		
	飼い主から			所有者不明			合　計			返還数	譲渡数	殺処分数※				飼い主から			所有者不明			合　計			返還数	譲渡数	殺処分数※					返還数	譲渡数	殺処分数
	成熟個体	幼齢個体	計	成熟個体	幼齢個体	計	成熟個体	幼齢個体	計			①	②	③	計	成熟個体	幼齢個体	計	成熟個体	幼齢個体	計	成熟個体	幼齢個体	計			①	②	③	計				
令和3年	4	0	4	19	0	19	23	0	23	15	5	2	0	0	2	118	49	167	66	175	241	184	224	408	10	350	26	24	3	53	431	25	355	55
										0	0	0	0	0	0										0	199	0	24	3	27				
令和4年	2	0	2	30	0	30	32	0	32	25	5	2	0	0	2	54	9	63	63	104	167	117	113	230	8	194	24	0	1	25	262	33	199	27
										0	0	0	0	0	0										1	113	4	0	0	4				
令和5年	8	0	8	14	5	19	22	5	27	11	15	0	0	0	0	48	12	60	23	71	94	71	83	154	6	125	13	0	0	13	181	17	140	13
										0	5	0	0	0	0										0	79	7	0	0	7				

※殺処分の分類は以下の通り。

分類①：譲渡することが適切ではない（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）と判断された動物の殺処分

分類②：①以外の殺処分

分類③：引取り後の死亡

注）

・引取り数の所有者不明の成熟個体には、狂犬病予防法に基づく抑留が含まれる。

・処分数（返還・譲渡・殺処分）については下段が幼齢個体の内数となる。

・幼齢個体とは主に離乳していない個体を示す。

・前年度から繰入れ、及び翌年度へ繰越しの個体を含むため、引取り数の合計と処分数の合計は一致しない。